

鎌倉時代絵所絵師研究史料(稿)：附、似絵の絵師研究史料(稿)

平田, 寛

<https://doi.org/10.15017/2328509>

出版情報：哲學年報. 49, pp.79-114, 1990-03-30. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：



鎌倉時代絵所絵師研究史料（稿）

— 附、似絵の絵師研究史料（稿） —

平 田 寛

1 元暦元年（一一八四）八月二十二日、後鳥羽天皇大嘗会の、絵師ならびに雑工等を定む。

〔山槐記 元暦元年八月二十二日〕

大嘗会悠紀所

定所々預事

（中略）

絵所

文章博士藤原光範

文章博士藤原朝臣光範

（中略）

定所々主典代事

（中略）

絵所

左史生中原景弘

左史生中原景弘

大藏史生佐伯季景

(中略)

大藏史生佐伯季景

定絵師并雑工事

絵所

墨畫

修理進藤原有宗

修理進藤原有宗
(マ)

淡

内匠少允中原光永

内匠少允中原光永

作絵

中原吉久

中原吉久

張手

豊原永久

豊原永久

大嘗会主基所

定所々預事

(中略)

絵所

文章博士藤原業実

文章博士藤原朝臣業実

(中略)

右史生中原清俊
主税史生大中臣国弘

修理少進藤原有宗

藤原行安

藤原宗弘

絵師式部大輔藤原光範

定所々主典代事

（中略）

絵所

右史生中原清俊

主税史生大中臣国弘

（中略）

定絵印并雑工事
（マ、）

絵所

墨畫

修理少進藤原有宗

淡

藤原行安

作絵

藤原宗弘

2

文治元年（一一八五）、絵師式部大輔藤原光範、多武峯十三重塔の四方四仏を図絵す。

〔多武峯略記卷下 第一塔婆 十三重〕

其後文治元年供養之時、氏長者御願文云、殊抽懇府之新誠、更思仏屋之復旧、寺家勲力、土木勵功、建立桧皮葺十三重塔一基、四方奉図絵三尺弥陀釈迦藥師弥勒像各一軀矣、絵師式部

大輔藤原光範作、永範。
卿息。

3 建久三年（一一九二）十月二十九日、修理少進季長、永福寺扉ならびに仏後壁の画図を終る。

〔吾妻鏡第十二 建久三年十月廿九日〕

修理少進季長

廿九日戊辰、永福寺扉并仏後壁畫図終功、修理少進季長畫之、是被摸秀衡建立圓隆寺、至于画図、一事已上如彼云々。

4

建永二年（一二〇七）五月十四日、内舍人兼康、大輔房尊智・信能房康俊・八幡男光時とともに、最勝四天王院障子名所絵の図絵を命ぜらる。同年十一月二十九日落慶供養す。

〔明月記 建永二年五月十四日〕

大輔房尊智

内舍人兼康

信能（濃）房康俊

八幡男光時

宗内兼康

十四日、天晴。御堂障子召付畫工可令畫之由、夜前有仰事、至愚之性本自不見洛外、又無絵骨、旁不当其仁之由雖恐申、有思食樣被仰下由、頭弁仰之、仍今日爲沙汰其事、終日伺候、御神泉之後、於和歌所招藤少將秀能等、相共示合、少將依見東國、且依相副之、四人絵師今日三人參入、又仰云、以尊智^{大輔}、兼康^{内舍人}、可令書晴方、以康俊^{信能房}、光時^{八幡男}、可令書藝方、晴藝難計之由、重以掌侍申入、只可相計由被仰、粗見障子所々、今日分充四人了、三人受取、先書取絵樣可進覽由、示合之退出、大輔房尊智、十二間、春日野、吉野山、三輪山、龍田山、泊瀬山、^{已上、}若浦、^{吹上浦、}富士山、淨見関、^{已上、}大井河、宇治、^{已上、}相坂関、宗内兼康、十二間、付腋障子三間、難波、^{住吉、}葦屋、布引瀧、^{已上、}泉河、小塩山、^{腋障子、}已上双、末松山、塩竈浦、^{腋障子一、}已上、^{双、}阪麻浦、^{腋障子一、}明石浦、志

光時、八幡平三

兼康

康俊法師

光時

兼康

尊智

尊智

光時
兼康

賀麻市、^{已上}、信濃房康俊、十一間、腋障子一、生野、海橋立、野中清水、高砂、^{已上}、武藏野、白河関、^{腋障子一、已上}、志賀浦、鳴海浦、浜名橋、宇津山、佐良之奈里、^{已上}、光時八幡、十一間、三間、阿武隈河、宮城野、安積沼、^{腋障子一、已上}、三間双、鈴鹿山、二見浦、大淀、^{已上}、交野、水無瀬、^{腋障子一}、鳥羽、伏見、^{腋障子一}、松浦山、如野筋雲水依可書連、各付之其双分給了。

（十六旦）、天晴。入夜大雨、狹衣歌可書進由有仰事、^{未、時、}即馳筆秉燭持參、付清範、兼康來云、名所事以伝々說難書出、明石すま非幾路、罷向各見其所書進絵様、若有遲々者恐乎、予云、此事雖片時可急事也、但云當時、云後代、尤可恐紕繆、揚鞭向其所、且爲後代之談歟、何事在乎。

（廿旦）、甚雨。已時許參院、^{束帶、}以康俊法師絵様付頭弁奏覽之、承仰召仰、

（廿一日）、天晴。參和歌所、終日日臈、秉燭退出、仰云、名所にいなばの山可入、可出他所、与清範示合、いく野を止了、絵相双間書連事、^{如山野のす、ちをとす也}、不可然由、今日仰改了、^{かきに、くき也}。

（廿二旦）、天晴陰。束帶參院、光時參入、仰含絵目六了。

（廿四旦）、天晴。季御讀經始云々、參院、清範退出、無歌沙汰、兼康持參絵様、付弁内侍進入、返給無別仰。

（廿五旦）、天晴、夕甚雨。尊智持來絵様、午時持參付頭弁、仰云、昨日のにまさりたり。

（六月二旦）、終日甚雨。凌雨參上、於和歌所召尊智令書大井河絵様。

（四旦）、天晴。光時持來絵様、以使送清範、兼康又持來一枚、同付之了。

（五旦）、天晴。清範返送絵様、御所無墮難申入、可付頭弁者、仍送頭許。

〔門葉記 卷二二八 慈鎮和尚〕

承元元年十一月二十九日、院御願最勝四天王院供養呪願勤之。

尊智 兼康
〔裏書〕最勝四天王院、額松殿障子繪名所 尊智 兼康和歌、仙等詠之、加御製御願文章、親經卿、清書峯殿、御導師興福寺別当前大僧正信圓慈鎮和尚同父。一腹之兄也。

〔門葉記 卷一三三 三条白河房〕

承元元年十一月二十九日、被遂供養。

尊智 兼康
額字松殿閑白被題之、障子名所繪 尊智 兼康和歌、仙等詠之加御導師興福寺別当前大僧正信圓、呪願前座主慈鎮和尚兩人兄弟也。

〔華頂要略 卷第四之三 慈圓 承元元年〕

十一月廿九日 院御願最勝四天王院供養勤呪願、此地三条白河院御本坊之敷、門葉記御裏書云、此地也、先年被進院御所也、最勝天王院額松殿、障子名所繪 尊智 兼康和歌、仙等詠之、加御。

建曆三年（一二二三）四月二十六日、絵師有家・兼康・俊識、良賀・尊智とともに、法勝寺九重塔供養に賞を受く。

〔明月記 建曆三年四月廿六日 法勝寺九重塔供養〕

行事并定高朝臣 季康 金堂并廻廊 修理造賞
絵師有家 兼康 俊識 同行 事賞

以上賞追可申請

權律師公縁 別当公 胤賞讓 能全 修理別当 尊長賞讓

有家 兼康 俊識

尊智 兼康

尊智 兼康

良賀
尊智

治部権少輔藤原定親
宮内権大輔藤原家光

金岡
兼康

法印院範 仏師院
實賞讓 湛慶 運慶
賞讓
法眼宣圓 定圓
賞讓

檢校法親王并絵師良賀 尊智
已上追可申請也

6 承久二年（一二三〇）三月二十五日、画所別当、藤原定親および藤原家光。

〔玉藥 承久二年三月廿五日〕

定諸司所々諸寺檢校別当

（中略）

画所

治部権少輔藤原朝臣定親

宮内権大輔藤原朝臣家光

7 貞応三年（一二三四）閏七月九日、画所預兼康、大学寮の孔子像を新に図す。

〔民經記 寛喜四年三月十六日〕

（上略）孔子影間事、委相尋大學頭經範朝臣之处、注送云、

紛失像

古本 先聖九哲、此内先師御影令殘給、於先聖先師者、雖爲金岡筆、九哲非件筆歟之、
由、貞応実験之時、畫所預兼康等申之云々、然者於金岡筆者、先聖既令紛失給歟、
新本 先聖先師九、釈奠之時奉書之、貞応盗人放取裏絹之時、
新図之云々（中略）

破損像一合、先師已下九哲像、貞応奉放、
取裏絹之間、令破裂給了

已上子細如此云々。

〔皇帝紀抄八後堀河院〕

閏七月九日、於官庁朝所、奉図孔子御像。

〔歷代編年集成二十四後堀河院 元仁元年〕

閏七月九日、於官庁朝所、奉図孔子御像。

8 寛喜元年（二二三九）十一月十四日、兼康の樽子入内料の月次屏風、疎荒と評せらる。

〔明月記 寛喜元年十一月十四日〕

〔上略〕（月次）屏風已調、出在御前、但云、畫図之体總て金物等甚疎荒、末代事万事如此歟、期日可直由被仰、行兼承之所調也、繪兼康也。

兼康

9 寛喜三年（二二三二）五月十七日、絵所預兼康、昆明池障子調進のことに与る。

〔民経記 寛喜三年五月十七日〕

〔上略〕昆明池障子事、絵所預兼康參入、行事藏人兼綱問答、申子細再三問答、予又申（道家）殿下、以三千疋成功可調進由問答切了。

（六月九日）、絵所預兼康申昆明池障子用途事、大中臣雅輔功申入之处、件雅輔上諷甚多、可被召付之由被仰下之條、早召付他功、可挙申之由被仰下。

絵所預兼康

絵所預兼康

10 貞永二年（二二三三）正月、画工兼康、尊性法親王の命により、天台山靈応図を写す。

画工兼康

兼康

二二七

治部権大輔兼康

〔華頂要略 百二十一 天台座主記第三 第七十六二品尊性親王 妙法院〕

貞永元年十一月廿四日、大師供請僧衆議云、天台山靈応図者、（最澄）祖師之將來、吾山無二之靈宝也、久經年序已及破損、早加修飭、於真本者可被納經藏、新写一本可被用每年大師供也云々、仍為貫首御沙汰、明年正月、令画工兼康可修飭、又写一本、被送寺家了。

10補 兼康、高山寺禅堂院に毘沙門像をかく。

〔高山寺縁起 禅堂院〕

一 禅堂院一字 三間四面桧皮葺（中略）

西面持佛堂（中略）

毘沙門 善知識西
兼康筆

10補 兼康絵本。

〔高山寺聖教目録〕

兼康絵本一卷 此禅堂院在之

10補 治部権大輔兼康あり。

〔華頂要略 卷第五之二 慈源 嘉禎三年九月〕

同廿五日爲祖師十三廻報恩於大成就院修結縁灌頂、阿闍梨慈賢僧正、以後每年例事自是始、上卿前宰相相忠定卿、奉行治部権大輔兼康等參会。

11 宝治元年（一二四七）十月一日、絵所、火桶等を彩色。

〔経俊卿記 宝治元年十月一日〕

（前略）火桶・金物・錦等以下事以武藏、相模、駿河等
濟物行事官被沙汰也、

同彩色 絵所勤之

12 建長三年（一二五二）内裏造営に、絵所預有房、よせ馬の障子等をかく。

〔古今著聞集 卷十一 紫宸殿賢聖障子並びに清涼殿等の障子畫の事〕

（前略）閑院に大内を移されて後、よせ馬の障子并に李將軍・養由が障子など、沙汰なかりけるを、四条院御時、西園寺相国・禪門修理せられける時、頭中將・資季朝臣申給て被立たり。

いと興ある事也。此障子の絵ども、鴨居殿の御倉にぞ侍なる。建長の造内裏のとき、絵所の預前加々權守有房、絵本をもたざりければ、取出してか、せられけり。

絵所預前加々權守有房

13 建長五年（一二五三）十二月二十一日、絵所在房、法勝寺阿弥陀堂南戸の画を改むること

遅々として、快智これを改む。

〔経俊卿記 建長五年十二月廿一日〕

又南戸東一間□□下□之畫顯禁忌之貞、此条太以無骨、可改之由被示之、絵所在房畫之□□□□
遅々、仍召快音（智カ）令改之。

加賀權守藤原在房

14

同年（一二五三）翌二十二日、加賀權守藤原在房、法印長賀・源尊・快智とともに、法勝寺阿弥陀堂供養に賞を受く。

〔経俊卿記 建長五年十二月廿二日〕

（法勝寺阿弥陀堂供養）

勸賞事 云々

正三位藤原公持 大宮院御給

正四位下源通頼 院御給

藤原隆顕 造国司

從五位上源康廣 行事檢非違使

中原範景 同

從五位下藤原宗員 工

大納言 藤原朝臣

左中弁藤原経俊朝臣

加賀權守藤原在房 絵所

已上追可申請

法印昌円 仏師隆円讓

院審 同院繼讓

院尋 同院□讓

法眼院宗 仏師

院瑜 同院惠讓

法印長賀 絵師

源尊

快智

已上追加申請

15 正嘉元年（二二五七）三月二十九日、中務丞菅原光重、観音経絵を書す。

〔メトロポリタン美術館蔵 紙本着色観音経絵奥書〕

「正嘉元年_{丁巳}三月廿九日

中務丞菅原光重

中務丞菅原光重筆也」

16 同年（二二五七）九月二十二日、智賢、絵所の功として法橋に除目さる。

〔経俊卿記 正嘉元年九月廿二日〕

除目事（法橋）

智賢

智賢絵所功

17 文永十一年（二二七四）、為信卿、賀茂祭絵巻を画す。

〔文永十一年賀茂祭絵詞 奥書〕

此絵龜山院御絵合之時経業卿所調進也云々、畫為信卿、詞定成朝臣畫之、元徳二年閏六月中旬之比令写之、絵絵所預隆兼朝臣、詞入道内藏権頭季邦朝臣写之。

為信卿

一三三〇

絵所預隆兼朝臣

18 弘安十年（二二八七）三月九日、絵師前中務少輔為信、大学寮先聖先師御影等を写す。

〔新抄 弘安十年三月九日〕

九日巳亥。自仙洞被奉写大学寮先聖先師九哲御影等、是夏中讀書之間、可被奉懸之料也、絵師前中務少輔為信、博士師冬以下参入之。

絵師前中務少輔為信

爲信卿

爲信卿

豪信法印

画工掃部助入道心性

19 應長元年（二三二）六月十二日、爲信卿、紙本白描後白河法皇像をかく。

〔宮内庁藏 紙本白描後白河法皇像裏書 木造後白河法皇像奉籠物〕

（紙背右端）

（掛紙シアリ）

〔此御影物爲信卿筆也 應長元年六月十二日〕

19 補 爲信筆、天皇御影。

〔東京国立博物館藏 天皇影卷 奥書〕

〔此一局爲信卿筆也

但奥二代豪信法印奉書之

証本也不可出門外之也

銘行尹卿筆也

奥二代加愚筆也

」

20 嘉元四年（二三〇）六月一日、画工掃部助入道心性ならびに子息藤原有重、他阿発願一遍

上人絵伝十卷をえがく。

〔熊野本宮奉納縁起記〕

嘉元四丙午年六月朔日 他阿弥陀仏

畫工掃部助入道心性

藤原有重

并 子息藤原有重

右近大夫將監高階隆兼

21 延慶二年（一二〇九）三月、右近大夫將監高階隆兼、春日權現驗記絵を絵す。

〔春日權現驗記絵目錄〕

〔絵 右近大夫將監高階隆兼絵所預

詞 前関白父子四人、敬神之志懇切之餘、爲

結縁、不可交他筆之由、所被約諾也、於篇目者

覺円法印注出之、且相談両前大僧正慈信訖
範憲

予稟藤門之末葉、專仰當社之擁護、不耐

敬神之懇志、爲増諸人之仰信、大概類集之、

遂猶切磋、全可書加者也、凡企此懇志之後、

家門觸事有吉祥、爰知相叶祖神之冥

慮歟、後輩彌可抽敬信之精誠而已

延慶二年三月日 左大臣藤原朝臣（花押）

21補 隆兼に春日權現驗記絵の中書あり。

〔看聞御記 永亨十年二月廿七日〕

（上略）抑鳴滝殿御絵春日御縁起中書一合廿卷、借給、拜見殊勝也、件御絵萩原殿御物也、往昔伏見殿暫被預申、再会不思儀也、此絵正本春日社被奉納、先年鹿苑院殿絵合之時、自社

絵所預隆兼

頭被出了、其時拜見了、絵所預隆兼書之、名筆也、竹内左大臣依立願新調、春日社被奉納、其中書也、隆兼、同筆、萩原殿御相伝歟、仍鳴滝殿被預申也。

22

正和元年（一二三二）九月、絵所隆兼、春日明神影向図を図す。

〔藤田美術館藏 春日明神影向図 添付墨書銘文〕

「先年余夢中

奉拜祖神春日

大明神俗躰着

束帶乘御車

影向鷹司亭

北面庭給余跪

候庭上祖神令

持書給銀被鑿余

參進給之後夢

覺了彼御躰以

絵所隆兼奉図

之於本地物雖非

夢想有所存奉

書加之而已

絵所隆兼

正和元年九月 日

関白冬平

「

23

正和四年（三二五）、絵師隆兼、道々の輩として名あり。

〔実衡公記 正和四年二月十四日〕

道々輩交名

（中略）

絵師、隆兼、法眼快経、法眼尊有。

絵師隆兼

24

正和四年（三二五）四月二十五日、絵師隆兼、日吉七社神興を彩色。

〔公衡公記 正和四年四月二十五日〕

日吉社神興七基造替并神宝・雑人装束調進雑事

（中略）

大宮

番匠 国弘 漆工 清水 蒔絵師 仏成

冠師 守行 木仏師 三条法印朝 法眼性慶 絵師 隆兼

二宮

番匠 大伴定弘 絵師 隆兼
（中略）

聖眞子

隆兼

番匠^{宗方}

（中略）

絵師^{隆兼}

25 正和五年（一二二六）六月一日、從五位下藤原経隆、百鬼夜行絵巻を模写す。

〔百鬼夜行絵巻、奥書（考古画譜）〕

從五位下藤原経隆
正和五年六月一日、以内藏寮粉本三日之間写之了 從五位下藤原経隆

26 正和五年（一二二六）、左近將監藤原有久、寛永寺の曼荼羅を画く。

〔扶桑名画伝 卷二十六〕

左近將監藤原有久
正和五年丙辰、左近將監藤原有久画

27 元応元年（一二三九）八月、有康、高野大師行状図（元応本）をえがく。

〔高野大師行状図 模本銘文〕

左衛門尉光康
「絵師金岡末葉左衛門尉光康子有康、右

爲惣持院重宝輒不可出寺内者也、元応元年己未八月 日」

28 元応二年（一二三〇）五月十九日、隆兼、花園天皇墨書の伏見院仏事本尊普賢像の押裏を承る。

〔花園天皇宸記 元応二年五月十九日〕

隆兼

十九日丁酉 晴。無事、廿七日当先院千日、仍修小仏事、件本尊普賢像、以旧院御衣爲地絹、朕依懇志故染自筆、今日書始之、墨書了、爲押裏遣隆兼許了。

29

元亨元年（一一三二）三月四日、隆兼、愛染王像一鋪を写す。

〔花園天皇宸記 元亨元年三月四日〕

（上略）昼程自今小路殿還御、今朝隆兼写進愛染王像一鋪、是先日所仰也、今写、金岡筆也。

30

正中二年（一一三五）十月二十七日、前老岐守有久、東寺大仏師職に補任さる。

〔東寺執行日記〕

一 絵仏師事

東寺 補任 大仏師職事

前老岐守有久

前老岐守有久

右以補任彼職宜令勤仕寺役者

正中二年十月廿七日

檢校法務前大僧正在判 寺務勤修寺僧正教寛之時

別当権大僧都実名判 別当亮禪

絵仏師參堂料四貫文之内 二貫文別当分 二貫文執行分 三百文腰差執行分
都合四貫三百文

30 補 有久筆、来迎曼荼羅の記。

一四七五

〔実隆公記 文明七年十月廿九日〕

絵所有久

本願寺曼陀羅 来迎曼陀羅〔熊谷蓮生〕曼陀羅、法然上人自筆也云々、新曼陀羅繪
所有久筆也、法然上人消息二通〔自筆〕蓮生法師持蓮華等有之。

30 補 有久筆、両界尊形曼荼羅の記。

〔東寺私用集〕

両界尊形曼荼羅二鋪 二幅半

画所有久

右嚴昌法印本尊 杲嚴僧都寄附之 畫所有久筆

31 元徳二年（一三三〇）閏六月中旬、絵所預隆兼、文永十一年賀茂祭絵詞を写す。

〔前掲17〕

31 補 隆兼、妙音天を写す。

一三六六

〔崇光院宸記 貞治五年十二月十八日〕

十八日。南面小堂二ヶ間、爲其所、其儀、仏壇中央、懸本尊妙音天像以西園寺妙音堂本尊、絵所預隆兼朝臣写之、後伏見院御持尊也、自故院賜之、

〔順徳院御記 貞治五年十二月十八日〕

絵所預隆兼

此日大納言藤原朝臣云、有琵琶伝業事、（中略）仏壇中央、懸本尊妙音天像、以西園寺妙音堂本尊、絵所預隆兼朝臣、写之（後伏見院御持尊也、自故院賜之、忠孝卿伝業之時、同懸云々）

31補 隆兼筆、香助絵等の記。

一四三八

〔看門御記 永享十年十一月十三日〕

十三日、晴。鳴滝殿御絵強力女絵一卷、巻物六七巻給、ういのせう絵上下巻、香助絵二巻先度給了、

絵所預隆兼筆
写之萩原殿御絵共也。

絵所預隆兼

馬権頭隆信
絵師光長

附 似絵の絵師研究史料

32

承安三年（一一七三）九月九日、馬権頭隆信および絵師光長、最勝光院御堂障子に平野・日吉・高野御幸供奉者の人面および形像を図す。

〔玉葉 承安三年九月九日〕

（最勝光院）御堂御所障子絵、有其數、云注文云本文、已以數ヶ間、其外女院御所、仁安后位之時、平野行啓、并云年院号之後、日吉御幸等被図之、各供奉大臣以下、併被写図其面貌、馬権頭隆信依堪其道図之、是人面許也、絵師光長云々、又院御所高野詣云々、是同被写人形像也、珍重無極云々、小時（権右中弁）経房退出了、余案之、不供奉彼三ヶ度事、第一冥加也。

（十二月七日）（上略）又御所障子、被図人々之影、仍荒涼不被開、有秘藏云々、而御所預、密々可開之由令語之处、申御所云々、早可開之由有仰云々、仍開之、高野御幸、平野御幸、日吉御幸等図之、供奉公卿已下、皆悉被写其面相、可謂奇特事也、此中、下官不供奉、第一之冥加也。

33

文治四年（一一八八）、右京権大夫隆信朝臣、神護寺仙洞院に、後白河院御影および重盛・頼朝・光能・業房の影を図す。

〔神護寺略記〕

右京権大夫隆信朝臣

一 仏洞院 奉安置 後白河院法皇御影一鋪 又内大臣重盛卿、右大將頼朝卿、参議右兵衛督光能卿、左衛門佐業房朝臣影等在之、右京権大夫隆信朝臣一筆奉図之者也。

〔神護寺最略記〕

一一八八

仙洞院 後白河法皇御所也 文治四年造立之

右京権大夫隆信

後白河法皇御影・内大臣重盛公影・右大將頼朝卿影・参議右兵衛督光能卿影・左衛門佐平業房朝臣影 已上右京権大夫隆信筆

34 建久三年（一一九二）、この頃、右京大夫隆信朝臣、法然上人眞影を図す。

〔法然上人絵伝（勅修）卷十〕

後白河法皇勅請ありければ、（中略）（法然上人）御信仰のあまり、右京大夫隆信朝臣におほせて、上人の眞影図して、蓮華王院の宝蔵におさめらる。

後白河法皇、建久
三・三・十三歿
右京権大夫隆信朝臣

35 建仁元年（一二〇二）、右京権大夫隆信、出家して戒心と号す。

〔法然上人絵伝（勅修）卷十二〕

右京権大夫隆信朝臣ハ、ふかく上人に帰し、余仏余行をさしをきて、たゞ弥陀の一尊をあかめ、ひとへに念仏の一行をつとむ、つゐに上人にしたかひて、建仁元年に出家をとげ法名を戒心と号、一向専念の外他事なかりけり。

36 元久二年（一二〇五）この年以前、右京権大夫隆信、神護寺の文覺上人影をえがく。

〔神護寺略記〕

右京権大夫隆信
金剛定院御室

一一三一

右京権大夫隆信
金剛定院御室

右京権大夫入道

似絵名人

隆信朝臣

一 阿弥陀堂

文覚上人眞影一鋪、右京
権大夫隆信筆

浄覚上人眞影一鋪、金剛
定院御室御筆

〔神護寺最略記〕

阿弥陀堂 寛喜三年造立之、覚嚴法眼沙汰之

文覚上人影 右京権大夫隆信筆

浄覚上人影 金剛定院御室御筆

37 元久二年（一二〇五）二月二十七日、隆信卒す。

〔明月記 元久二年二月二十八日〕

（上略 今日聞、右京権大夫入道日来病惱、夜前已入滅、不聞及不問病、臨終之躰殊勝、高声念仏、著清衣引五色絲乍坐終云々、今夜以忠弘問之。

〔尊卑分脈 第二篇一五七〕

隆信 似絵名人 哥人 從四位上（正四位下） 上野介（若狹守） 越前守 右京大夫 右

馬権（頭） 母若狹守親忠女（藤） 元久二、一卒

37補 隆信筆大原の図、寂光院にあり。

〔高野日記〕

隆信朝臣の大原の図六卷、彩色ふてのはへ見所あり、所々のと葉がき同筆なり、おほかたにては文字かけあふまじきなめり。法性寺殿御筆にまがふばかりに侍りし、かゝる筆づかひ、

いまよにみえず、世のへだてはるかならぬほどに、いとくちおしくなりゆくものに侍る。寂光院の北坊にて見侍る。

38

建保六年（一二二八）、建保三年よりこの年にいたる間、信実朝臣、後鳥羽院御幸（仮想）を三巻の絹絵にかく。

〔古今著聞集 卷十一 藤原信実後鳥羽院御幸の絵を画く事〕

後鳥羽院、御幸供奉人ども誠にえらばせ給て、御あらましに、此定に御幸あらばやとて、信実朝臣に被仰て、三巻の絹絵にか、せられけり。八条左大臣（良輔）・光明峰寺殿（道家）、左右の大臣にて供奉し給へり。めでたき重宝にてぞ侍し。今は修明門院に侍とかや。此御幸は御あらましばかりにて、実にはなかりける。

信実朝臣

39

建保六年（一二二八）八月十三日、藤原信実、順徳院中殿御会図を図す。

〔東京国立博物館蔵 中殿御会図巻狩野養信模写本奥書〕

「此一軸者、順徳院御宇建保六年於清涼殿、開公宴図也、

信実

行能・信実陪其席、行能記公宴大概、信実図勝会

及群臣眞容、可謂千歳珍奇也、其眞跡秘

官庫、不得輒見、伯三位雅喬王書写之訖

寛文竜集戊申仲春上浣、朝議大夫侍讀吏部少卿清原経賢」

寛文八（一六六八）

正五位下守中務權大
輔藤原朝臣信実

一三六八

信実朝臣

信実

〔無名記 群書類従卷二八二 晴御会部類所収〕

建保六年八月十三日壬子、於中殿初講、和歌題云、池月久明、（中略）行能、頼資、信実、光経、藤原康光、（中略）

正五位下守中務權大輔藤原朝臣信実上

あきらけきみ影になる、池水を 月にそみかくよろつ代の秋

（中略）

応安第一初秋比初写了 倉了判

承久三年（一二三二）七月八日、信実朝臣、御落飾に先だち後鳥羽上皇の御影を模す。

〔吾妻鏡 第二十五 承久三年七月六日、八日〕

六日戊子、上皇自四辻仙洞、還幸鳥羽殿被、大宮中納言^{実氏}、左宰相中將^{信成}、左衛門少尉^{能茂}、以上三人、各騎馬供奉御車之後、洛中蓬戸、失主閑扉、離宮芝砌、以兵爲牆、君臣共後悔斷腸者歟。

八日庚寅、持明院入道親王^{守貞}、可有御治世^{云々}、又止攝政^{道家}、前関白^{家実}、被蒙攝政詔云々、今日、上皇御落飾、御戒師御室^{道助}、先之、召信実朝臣、被摸御影。

〔六代勝事記〕

（上略）同八日、（上皇）御出家、大軍かこみて、とりだにもた、ねば、錦の帳をへだてざりし、三千のたぐひも、この世の御姿を、見たてまつらず、玉のみぎりに侍りし臣妾も、にうわの御こゑをさくなし、信実めして、御姿をうつさせて、御覽するにも、みじか、らぬ御い

のちのみぞ、うらめしくおぼしめさる。

〔増鏡 第二 新島守〕

本院（後鳥羽）は隠岐の国におはしますべければ、先鳥羽殿へ、網代車のあやしげなるにて、七月六日入らせ給、今日を限りの御ありき、あさましうあはれなり、物にもがなやと思さる、もかひなし、その日やがて御髪おろす、御年四十に一二やあまらせ給らん、まだいとをしかるべき御ほどなり、信実の朝臣召して、御姿うつしか、せらる。七条院へ奉らせ給はんとなり。

〔高野日記〕

（上略）隠岐の国へをもむかせたまふになり侍りしとき、御かたみにとて、この（信実）朝臣めして、御影をか、せさせたまひて、七条女院へまいらせられしといふをも、おがみたまつり侍る。それにて御影堂はたてられしとか。乱たるよには、いかゞなすべきもはからず、ひとひもはやく、水無瀬へも大原へも行て見させたまへかし。

〔承久記〕

（上略）同八日、六波羅より御出家あるべき由申入れければ、則ち御戒師を召されて、御ぐしおろされ御座す。忽に花の御姿の替らせ給ひたるを、信実を召して似せ絵に移らせられて、七条院へ奉らせ給ひければ、御覽じを敢へず、御目を昏れさせ給ふ御心地して、修明門誘ひ進らせられて一つ御車に奉り鳥羽殿へ御幸なる。

信実

信実朝臣

信実の朝臣

信実

空阿弥陀仏、安貞
二・正・十五歿

備州

後堀河院在位、承久
三・貞永元。文暦
元・八・六歿。

〔明月記 安貞元年十二月廿八日〕

（上略）詔信実令画新絵、今日持參内裏云々、正治元年新日吉小五月也、以成定朝臣記書之云々。

42 安貞二年（一二二八）、この年以前、左京大夫信実朝臣、法然上人眞影をかく。

〔法然上人絵伝（勅修） 卷四十八〕

空阿弥陀仏ハ、（法然）上人を、ほとけのことくに、崇敬し申されしかハ、右京権大夫隆信の子、左京大夫信実朝臣に、上人の眞影をか、しめ、一期のあひだ、本尊とあふき申されき、当時知恩院に安置する、絵像の眞影、すなはちこれなり。

43 寛喜二年（一二三〇）十月二日、信実、嵯峨往生院の善導大師影を写す。

〔明月記 寛喜二年十月二日〕

（上略）申時許備州（信実）来臨、依二品（尊性）親王仰向嵯峨（往生院）、写善導影之次、入心寂住房、樹木前栽之幽趣驚目。

44 貞永元年（一二三二）この年以前、左京権大夫信実、御堀河院北面などの影を画く。

〔古今著聞集 卷十一 後堀河院の御時左京権大夫信実をして北面等の影を畫かしめ給ふ事〕

同御時、似絵を御好ありけるに、北面・下臈・御隨身などの影を、左京権大夫信実をめしてか、せられけるに、大夫尉永親その様をもしらで、なへらかなる白襖きて北面に候けるが、

めし出されける時、大刀をとりてはきてまいりたりける、いみじうなんみえ侍ける。

45

貞永二年（二二三三）三月十九日、左京権信実、藤原定家と物語絵月次の絵事を評定、更級墨画を隆信朝臣娘右京大夫尼書く。

〔明月記 貞永二年三月十八日、十九日、廿日〕

十八日。（上略）物語絵月次事評定、闕月今日求出之間、及曉鐘不寢、帰廬、天陰月暗。

十九日、癸亥、凶会、朝天晴。未時許左京権来談、又依絵事参大殿之次云々。

廿日、（上略）日来撰出物語月次、十二月、五所、不入源氏并狭衣、於歌者抜群、他事雖不可然、源氏當時中宮被新図、狭衣又院御方別被書、

此所撰、夜寢覚、御津浜松、心高、東宮宣旨、左右袖湿、朝倉御河爾開留、取替波也、末葉

露、海人蒔藻爾遊、以十物語撰毎月五、金吾清書訖、又加一見、見返之付繁茂進入云々、以

取交爲興、又蜻蛉日記十所許撰出、同送金吾許、紫日記、更級日記、中宮大夫書進之、自承明門院被撰其所、已書出進入了云々、

其外蜻蛉所殘歟、仍之書出云、近日此画図又世間之経営歟、更級墨画隆信朝臣娘右京大夫尼

書之、殷富門院号姫宮之人被書詞云々、爲能書云々、源氏絵詞内府被書、一昨日二三卷書出

被送、手跡尤宜歟、飯室固辞云々、尤可然事也、大殿被仰手振由不令書給、頼被申宜秋門院

老眼不可叶之由被仰云々、此絵如聞者、可爲末代之珍歟、典侍往年幼少之時、令参故斎院之

時、所賜之月次絵二卷、年来所持也、今度進入宮、詞同彼御筆也、垂露殊勝珍重之由、上皇有仰事

云々、件絵被書十二人之歌、被分、月々、正月、敏行、清少納言、齊信卿、参三月、天曆藤壺御製、四月、

五月、紫式部日記、六月、業平朝臣、七月、後冷泉院御製、八月、道信朝臣、九月、和泉式部

朝臣、馬内侍、十一月、宗貞少將、十二月、北山之景氣、二卷絵也、表紙、青紙舞、軸、水精。

隆信朝臣娘右京大夫
尼

左京権（信実）

信実

專阿弥陀仏・袴殿親鸞、
弘長二・十一・二十八歿

一三二〇
一三二一

悟空、文永三・正・
十九、歿

46 天福元年（一二三三）八月十二日、信実、基家撰三十六人の眞影を書く。

〔明月記 天福元年八月十二日〕

（上略）午時許但馬前司（家長）來談之次、漏聞世間事等、自身未被觸示、若隔心之中歟、九条大納言殿（基家）、撰卅六人、令書其眞影、信実、被進隱岐歟、其事又有取捨沙汰、被仰前宮内歟、以撰歌本望勿入興歟、是皆推之許也。

47 弘長二年（一二六二）十一月二十八日以前、信実朝臣息專阿弥陀仏、親鸞聖人像を圖書す。

〔西本願寺藏 紙本自描親鸞聖人像（鏡御影） 卷留墨書〕

專阿弥陀仏信実朝臣息也、奉拜聖人御存生之尊像、泣奉圖書之、末代無雙重宝、仰可帰敬之、毛端不奉違云々、所得其證也。

延慶三歲康戌十一月廿八日以前、奉修補、遂供養訖、応長元歲辛亥五月九日、於越州、教行證講談之次、記之了。

48 文永三年（一二六六）六月晦日、法性寺信実入道の画く悟空和尚頂相に自賛。

〔東巖安禪師行実〕

或時有円覚經談、悟空和尚坐主位講義、（惠安）師居賓位誦文、緇素列座下、其衆曰、内大臣法印眞助、大納言僧都道安、中山大納言律師、山階侍從入道、

一条治部卿三位、肥前前司入道、

因幡前司、宰相法印信昌、

東寺三位阿闍梨、此等皆門弟也、

法性寺信実入道

自余道俗、非純一信敬之人、不輒預講席、復畫悟空和尚頂相、讚自贊、和尚引筆贊、其語曰、吾無法与人伝、天是天、地是地、若要知箇中意、回首即自見矣、凡從釈尊至于径山、師範禪師五十四代、道祐上人法嗣径山、吾嗣道祐上人、東岩嗣吾、仏々授乎、祖々相伝、的々無私、繩々有準、文永三年丙寅六月晦日、福田庵主悟空。

影則法性寺信実入道畫之、
贊則鷹司近衛北方攝政兼平清書之。

48補 文永二年（一二六五）十二月、信実歿の伝承あり。

〔扶桑名畫伝 卷二十一 右京大夫信実朝臣〕

異説、十二月十六日
故古筆了伴の物語に、此（信実）朝臣は、文永二年十二月十五日、年八十九にて卒せられぬ、こは西園寺家の旧記に見ゆと、京師の医師某が、語れりといへり。

48補 信実の画業についての諸伝。

〔高山寺聖教目録〕

信実絵

義相元曉絵并能恵得業絵等納合一

〔広橋家蔵 似絵詞 文永十年奥書〕

似絵

左京權大夫信実朝臣

信実朝臣

夫庖義氏、得竜図於榮河、軒皇帝、発亀
字於温洛、畫絵之道從慈兮起、白氏文集

曰、藝之尤者、其在畫歟、畫無常工以似爲工
學無常師以眞爲師、然則有形似之者、

未兼骨氣、兼骨氣之者、必有精靈、金

侍中、驚親母之畫像、上殿兮拜、曹大守見

祖父之眞影、下榻而泣、影像如存、蹤跡如此、

抑左京權大夫信実朝臣者、当世之畫聖也、

已列八絶之一絶、不失六法之一法、今奉綸司、

有振筆力、長衆藝之者、図數輩之中、至

于此道者、当于其身歟、昔者自写真之者、華

陽隱居香山居士是也。

〔高野日記〕

信実朝臣のみなせ殿の四季の四卷、とばがき同筆、御製などのあるるあたりは、御ふてもくはへられたり、尾上殿、滝殿、田上のいなば殿、かはにのぞめるかやぶきのわた殿、釣殿、所々の岩木の色あひ、水のこ、ろばへ、そのおり／＼のけしきをかきわけられし、いまでもにつきたるやうに侍る。

〔新拾遺和歌集 卷十〕

信実朝臣身づから影をうつしおきて侍りけるを、身まかりて後、見侍りてよめる。

如圓法師

思ひ出でてみるもこひしき面影を、なに中中にうつし置けん

一四三六

〔看聞御記 永享八年六月二十二日〕

信実卿

廿二日、晴。自内裏人磨影像一幅被下、御乳人持參、不所持之由被聞食及被下、殊畏悦也、是旧院御絵也、若信実卿筆歟、古本殊勝也。

一四四三

〔同 嘉吉三年八月十五日〕

信実朝臣

〔上略〕信実朝臣眞筆人丸影、四条中納言進、或人沽却云々、不能召留。

〔兼載雜談〕

信実

人丸影に、信実・岩屋とて、両流有、岩屋は、行尊の夢也、とらのかはをしくなり、信実の

兼房カ

は、栗田の関白のまごあきふさの、夢にみ給ひしを、信実にか、せ給ふ、信実の夢にあらず。

〔尊卑文脈 第二編一五七〕

似絵書名人也

信実 似絵書名人也 歌人 正四位下 右京権大夫 中務大甫 母同隆範 法名寂西

49

建治二年（一二七四）閏三月、伊信入道、三十六人詩歌屏風に図す。

〔現存卅六人詩歌 建治二年〕

伊信入道

此詩歌者、建治二年春閏三月、關東相州時宗、所被結構之屏風詩歌也、図作者伊信入道、詩者藤中納言資宣撰之、歌者右大弁入道眞觀撰之也、以当世能書令書色紙形云々。

50

弘安十年（一二八七）三月九日、絵師前中務少輔爲信、大学寮先聖先師御影等を写す。

〔前掲 史料18〕

51 応長元年（二三二）六月十二日、爲信卿、紙本白描後白河法皇像をかく。

〔前掲 史料19〕

52 元応二年（二三〇）九月八日、爲信卿息律師豪信、梅尾の伏見天皇御影を写す。

〔花園天皇宸記 元応二年九月八日〕

八日甲申、晴。今日御幸梅尾、朕同参、（中略）已刻到梅尾、上皇自元御坐御影堂也、朕同参、前大納言奉爲写（伏見天皇 御影、召律師豪信^{藤爲信}、令写之、但頗不似、此御影者正慶所奉作、無毫毛之相違、如奉向竜顔、懷旧之淚難抑、次参石水院、奉拜春日住吉神体、^{明惠上人}所奉写也。

律師豪信

53 嘉暦元年（二三六）九月二十五日、豪信僧都、慈鎮和尚小島殿御影を写す。

〔門葉記 卷百三十 大乘院宮〕

嘉暦元年九月二十五日。始行慈鎮和尚影供、自今以後永爲毎年例事、以豪信僧都令写小島殿御影、詔大江維衡令作讚清書染愚筆。

豪信僧都

54 曆応元年（二三八）、豪信法印、花園法皇を図す。

〔長福寺藏 紙本淡彩花園法皇影 宸賛〕

法印豪信

豪信法印

「予之陋質法印豪信故爲信所
卿息

図也于時曆応改元無射

之候也

」

55

貞和四年（二三四八）十一月二十七日、豪信法印、洞院公賢を画く。

〔園太暦 貞和四年十一月廿七日〕

（上略）今日豪信法印來、予謁之、可写予顔云々者、先年風雅集竟宴可被畫似絵、爲其、此間於仙洞被召人々、令畫之云々。予向里第可令書旨沙汰云々。仍著冠直衣謁之、民部卿同令書之也。

あとがき

本稿は、直接には『平安時代画所画師関係史料』（哲学年報四七輯、一九八八年二月）をうけつづぐもので、絵師研究史料としては第七編にあたる。研究史料の諸篇とおなじく、原則として絵師と同時代の史料をもちい、やむをえない場合をのぞいて、訛伝の少なくない後世の史料はもちいていない。テキストの国語学的・文献史的批判は不十分である。絵師研究に資するところがあれば、目下は充分であると考えているからである。

なお本稿では、絵所絵師に附してとくに、隆信・信実家系の似絵絵師の關係史料を収録した。絵所と直接に關係するということの明証はないが、その画技は、宮廷に關係すること多く、かつ高度に専門的なものであることは明らかであるからである。さらにまた、従来の諸篇に既載のものを重ねて収録しているものもある。本稿自体としての一貫性をのぞんだからである。もとより遺漏なきを期した積りではあるが、なお脱誤の少くないことを怖れている。大方の御批正を心から願っている。

参考主要論文等

- | | | | | |
|-------|--------------|----------|--------|-----------------------|
| 福井利吉郎 | 絵巻物概説（上・下） | 岩波講座日本文学 | 第十二・二十 | 一九三三年五月、三三年四月 |
| 家永 三郎 | 『上代倭絵全史』 | 座石宝 | | 一九四二年二月
（七九年改訂増補） |
| 秋山 光和 | 『平安時代世俗画の研究』 | 吉川弘文館 | | 一九六四年三月 |
| 平田 寛 | 巨勢派研究史料（稿） | 哲学年報 | 四五 | 一九八六年二月 |
| 宮島 新一 | 巨勢派論（上・下） | 仏教芸術 | | 一六七・一六九
一九八六年七・十一月 |

下店 静一	『信実』	アルス	十二	一九二八年六月
裏辻 憲道	豪信の似絵に就いて	畫說	十二	一九三七年十二月
中川 忠順	藤原信実について	畫說	三九	一九四〇年三月
仲田勝之助	隆信と寂蓮	畫說	六二	一九四二年二月
近藤 喜博	藤原信実に関する假説―高山寺の場合	美術史	二一	一九五六年九月
久保田 淳	藤原信実試論	和歌文学研究	五	一九五八年一月
井上 宗雄	常盤三寂年譜考 附・藤原隆信略年譜	国文学研究	二一	一九六〇年二月
森 暢	『鎌倉時代の肖像画』	みずず書房		一九七一年十月
米倉 迪夫	藤原信実考	美術研究	三〇五	一九七七年三月
中村 文	藤原隆信年譜 附・その和歌について	立教大学日本文学	三八	一九七七年七月
	『新修日本絵巻物全集』二六	角川書店		一九七八年九月
小松 茂美	『続日本絵巻物大成』十八	中央公論社		一九八三年六月